

船橋ケアセンター入所利用契約

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設・船橋ケアセンター（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者及びその利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決めることを本契約の目的とします。但し、利用者及び身元引受人の判断能力に障害が見られる場合においては、本契約に際し当施設から第三者の立会いを求める場合があります。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1及び別紙2の改定が行われないう限り初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2. 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額、利用金額の40%の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。

3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人とは別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5. 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意志表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。
2. 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合は本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、14日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合（医療機関への入院等）
 - ③ 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ④ 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 利用者の生活上のご相談や施設からのお願い等にて、当施設の職員より来所依頼の連絡をしても来所されない場合
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合
 - ⑧ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人が、連帯して当施設に対し、本契約に基づく介護保険施設サービスの対価として、料金表（施設利用料のご案内）の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
2. 当施設は利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月16日（現金）、22日（口座振替）に送付し、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 3. 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保存します。
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
4. 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
5. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれのある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為、又は見守りを強化するための対応を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(個人情報の保護及び情報提供に関して)

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていますので入所時における説明において、ご了解頂き、同意を得たこととさせていただきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な治療及び在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
 - ② 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - ③ 不正に保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 損害賠償時における保険会社等への連絡等(情報提供)
 - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ⑥ 安全確保や事故防止のために必要な療養室の氏名の掲示
 - ⑦ 面会者による療養室の問い合わせにおける情報提供
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
尚、上記の情報提供に関し、不都合が生じた場合は、その都度お申し出下さい。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。その際、万一協力医療機関において事故等が発生した場合は、当施設に対して異議申し立てを行わないことをご了承下さい。

2. 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡いたします。
4. 当施設の方針として、急変時（特に夜間）の治療に関しては、搬入先の医療機関へご家族様が到着され、ご家族様の意志が確認できるまでは延命の治療を依頼致します。上記事項に関し、ご意見等のあるご家族様はお申し出下さい。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（不慮の事故等）

第13条 万一、不慮の事故により利用者に不測の事態が生じることがありますが、その場合は施設の指示に従い、施設の処置、その後の処理等に関し、当施設に対して一切の異議は申し立てないことをご了承していただきます。

（療養室の移動）

第14条 施設利用者の処遇上の問題により、療養室を移動して頂く場合があります。また、特に体調不良時や夜間帯等見守りを強化する必要がある際には、療養室外のサービスステーションから見守りをし易い位置で療養をして頂く場合もあります。事前に利用者又は身元引受人の許可を得るように致しますが、緊急時においては事後になることもあり得ます。その際はご了承下さい。

（利用契約に定めのない事項）

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンターのご案内及び重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007 ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設・船橋ケアセンターの運営方針〕

介護老人保健施設・船橋ケアセンターは、介護保険法及び関係法令に基づき、要介状態と認定された利用者に対し、個人の能力に応じた自立した生活が送れるように支援するとともにご家庭への復帰を目指し、様々な介護保健施設サービスを提供できるように、職員一同万全の体制をもって事業の運営にあたります。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1	1		利用者の診療・健康管理等に関すること
・看護職員	9	12	1	利用者の健康チェック、健康指導等
・薬剤師		2		医薬品のチェック、服薬指導など
・介護職員	34	21	6	利用者の介護全般業務、介護指導等
・支援相談員	4			利用者及び家族の相談、情報提供等
・理学療法士	10	1		利用者の機能回復訓練、指導等
・作業療法士	4	3		利用者の作業回復訓練、指導等
・言語聴覚士	2	1		利用者の言語、嚥下障害の訓練、指導等
・管理栄養士	3			栄養の管理及び指導、献立表作成等
・介護支援専門員	1	2		介護認定者のケアプラン作成、調整
・事務職員	7	1		施設会計、公文書作成及び保管、施設管理
・その他		8		

(4) 入所定員等 ・定員 120名
・療養室： ・個室 6室 ・多床室 29室

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）
朝食 8：00～ 8：30
昼食 12：00～12：30
夕食 18：00～18：30
- ⑤ 入浴
一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。但し利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑥ 医学的管理・看護
入所中は、施設長（医師）が主治医となり、薬の処方等医学的管理を行います。
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他
*これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・北総白井病院
 - ・白井市根325-2-1 電話047-492-1001
- ・協力歯科医療機関
 - ・タマキ歯科医院
 - ・白井市富士1-59 電話047-446-9900

※入所中に他の医療機関へ受診を希望する場合は、施設長の許可と紹介状が必要になります。

※緊急時の連絡先

- ・緊急の場合には「船橋ケアセンター利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡致します。
- ・利用申込書、船橋ケアセンター利用契約書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡をして頂き、再提出をお願い致します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会の際は、2階・3階のサービスステーションにお申し出下さい。

面会時間： 月曜日～金曜日 10:00～19:00

土曜、日曜、祝日 10:00～17:00

※感染症対策のため対応時間等が変更となっておりますので
随時ホームページ等にてご確認ください

- ・外出、外泊の時は、事前にサービスステーションへご相談ください。
- ・火気の取り扱いにはご注意ください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・設備・備品の取扱いは、丁寧をお願いいたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは事前にご相談ください。
※持ち込みされた所持品・備品等の紛失・破損等に関しましては、当施設において一切の責任は負えません。
※持ち込みされた所持品・備品等の使用に関しまして、スタッフの指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために以下の事項は禁止させていただきます。禁止事項が守られない場合は、利用解除・終了となる場合がございます。

- ・金銭、貴重品等の持ち込み
- ・危険物等の持ち込み
- ・飲酒及び飲食物の持ち込み
- ・宗教活動
- ・特定の政治活動
- ・営利行為
- ・喫煙（敷地内禁煙）
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、水バケツ等
- ・消災訓練 年2回（夜間想定訓練1回含む）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

（電話：047-449-7007 内線：116・117）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただく事もできます。

8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

9. 介護保険給付以外に自己負担金としていただくものがあります。

詳細は、別紙にてご説明いたします。

10. 送迎について

- ・通常の送迎の実施区域は、船橋市、白井市、鎌ヶ谷市です。
- ・当施設の職員が、室内での介助は行わないことになっておりますのでご了承下さい。

〈別紙 2〉

船橋ケアセンター施設利用サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるのかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人、利用者の家族、利用者の後見人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が、機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス

当施設入所中も明るい家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常に利用者の立場に立って運営しております。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・施設利用料

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

※詳細は、別紙『施設利用料のご案内』にてご確認下さい。

(2) 各種加算 利用料金表もご参照ください

・退所時栄養情報連携加算

月 1 回を限度 70 単位

特別食を必要とする又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者について管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合

・再入所時栄養連携加算

1 回限り 200 単位

入所者が退所し、医療機関に入院した場合であって、退院後に再度入所する際、退所前の栄養管理と大きく異なるため、施設と医療機関の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合

・ターミナルケア加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した方に対し、計画を作成した上でターミナルケアを行った場合

- ・死亡日以前31日以上45日以下 1日につき 72単位
- ・死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 160単位
- ・死亡日以前2日又は3日 1日につき 910単位
- ・死亡日 1900単位

・訪問指導、情報提供等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

- ・入所前後訪問指導加算Ⅰ 1回につき 450単位
入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成した場合
- ・入所前後訪問指導加算Ⅱ 1回につき 480単位
入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
- ・試行的退所時指導加算 1回につき 400単位
退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合
- ・退所時情報提供加算Ⅰ 1回限り 500単位
居宅へ退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供し、紹介を行った場合
- ・退所時情報提供加算Ⅱ 1回限り 250単位
医療機関への退所後、当該医療機関に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供し、紹介を行った場合
- ・入退所前連携加算 1回限り (Ⅰ) 600単位 (Ⅱ) 400単位
入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後利用を希望する介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅におけるサービスの利用方針を定めた場合
- ・訪問看護指示加算 1回限り 300単位
退所時に老健施設の医師が診療に基づき、訪問看護事業者に対して訪問看護指示書を交付した場合
- ・協力医療機関連携加算 1月につき (1) 100単位 (2) 5単位
相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合

- ・栄養マネジメント強化加算 1日につき 11単位
入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
- ・経口移行加算 1日につき 28単位
医師の指導に基づき、現在経管での食事を摂っている入所者ごとに経口での食事に移行する計画を多職種共同で作成、実施した場合
- ・経口維持加算 1月につき (I) 400単位 (II) 100単位
現に経口により食事を摂取する入所者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合、多職種が共同して経口による継続的な食事の摂取を進めるための計画を作成している場合
- ・口腔衛生管理加算 1月につき (I) 90単位 (II) 110単位
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所者に対して口腔衛生の管理を行い、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算 退所時に1回限り
(I) イ 140単位 (I) ロ 70単位 (II) 240単位 (III) 100単位
入所者のかかりつけ医と老健施設医師が連携し、薬剤の評価・調整を行い服用薬剤が減少した場合
- ・緊急時治療管理 1月に1回連続する3日を限度 518単位
入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
- ・所定疾患施設療養費 1月に1回連続する10日を限度 480単位
肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算
1月につき (I) 53単位 (II) 33単位
入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し計画の見直しや実施に当たって当該情報を多職種共同で活用していること
- ・高齢者施設等感染対策向上加算 1月につき (I) 10単位 (II) 5単位
協力医療機関等と連携し感染症対策に関する研修・訓練に参加、指導を受けた場合
- ・新興感染症等施設療養費 月5日を限度 240単位
厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該入所者に対し適切な感染対策を行ったうえで該当する介護サービスを行った場合

- ・生産性向上推進体制加算 1月につき (I) 100単位 (II) 10単位
見守り機器等のテクノロジーを導入・活用し、利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取り組みを行った場合

(令和6年5月まで)

- ・介護職員処遇改善加算 I
提供総単位数に3.9%を乗じた単位数
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I
提供総単位数に2.1%を乗じた単位数
- ・ベースアップ等支援加算
提供総単位数に0.8%を乗じた単位数

(令和6年6月以降一本化)

- ・介護職員等処遇改善加算 I
提供総単位数に7.5%を乗じた単位数

(2) その他の料金

- ①食費 朝食：530円 昼食：700円 夕食：620円
- ②居住費 1日当たり 多床室：650円 個室：1,850円
- ③個室・特別室料 1日当たり 2,200円
テレビ、流し台、冷蔵庫 等
- ④理美容代 2,500円～
- ⑤私物クリーニング代 (外部委託) 1,600円/1袋
- ⑥電気使用料 (税込み) 1日につき55円

(3) 支払い方法

- ・毎月16日(現金)、22日(口座振替)に前月分の請求書を発送いたします。窓口でお支払いいただいた際にはその場で領収書を発行いたします。
- ・お支払いは、原則銀行口座振替にてお願い致します。振替日は請求した翌月の8日となります。難しい場合は、現金、銀行振り込み等のご相談をいたします。その場合は請求した月の末日までにお支払いください。

船橋ケアセンター 短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護 利用契約

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設・船橋ケアセンター（以下「当施設」という）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護及び介護予防短期入所を提供し、一方、利用者及びその利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決めることを本契約の目的とします。但し、利用者及び身元引受人の判断能力に障害が見られる場合においては、本契約に際し当施設から第三者の立会いを求める場合があります。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本契約、別紙1及び別紙2の改定が行われた場合は新たな利用契約書に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2. 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人とは別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5. 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているもの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意志表明をする事により、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画及び介護予防計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）

2. 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除・終了することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合（医療機関への入院等）
- ③ 利用者の居宅介護サービスが作成されている場合、その計画で定められた当該利用日数を満了した日
- ④ 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の反社会的行為又は損害を与えた場合
- ⑥ 利用者の生活上のご相談や施設からのお願い等にて、当施設の職員より来所依頼の連絡をしても来所されない場合
- ⑦ 第3条4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人が、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の対価として、料金表（施設利用料のご案内）の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2. 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月16日（現金）、22日（口座振替）に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
3. 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保存します。
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 4. 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 5. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれのある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為、又は見守りを強化するための対応を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(個人情報の保護及び情報提供に関して)

- 第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていますので入所時における説明において、ご了解頂き、同意を得たこととさせていただきます。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは治療及び適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
 - ② 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - ③ 不正に保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 損害賠償時における保険会社等への連絡等(情報提供)
 - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ⑥ 安全確保や事故防止のために必要な療養室の氏名の掲示
 - ⑦ 面会者による療養室の問い合わせにおける情報提供
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
尚、上記の情報提供に関し、不都合が生じた場合は、その都度お申し出下さい。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。その際、万一協力医療機関において事故等が発生した場合は、当施設に対して異議申し立てを行わないことをご了承下さい。
2. 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的期間を紹介します。
 3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡いたします。
 4. 当施設の方針として、急変時（特に夜間）の治療に関しては、搬送先の医療機関へご家族様が到着され、ご家族様の意志が確認できるまでは、延命の治療を依頼します。上記事項に関し、ご意見等のあるご家族様は、お申し出ください。

(要望又は苦情等の申出)

- 第11条 利用者及び身元引受人は又は利用者の家族は、当施設の提供する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第12条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(不慮の事故等)

- 第13条 万一、不慮の事故により、利用者に不測の事態が生じることがありますがその場合は施設の指示に従い、施設の処置、その後の処理等に関し、当施設に対して一切の異議は申し立てないことをご了承していただきます。

(療養室の移動)

- 第14条 施設利用者の処遇上の問題により、療養室を移動して頂く場合があります。また、特に体調不良時や夜間帯等見守りを強化する必要がある際には、療養室外のサービスステーションから見守りをし易い位置で療養をして頂く場合もあります。事前に利用者又は身元引受人の許可を得るように致しますが、緊急時においては事後になることもあり得ます。その際はご了承下さい。

(利用契約に定めのない事項)

- 第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンターのご案内及び重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007 ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設・船橋ケアセンターの運営方針〕

介護老人保健施設・船橋ケアセンターは、介護保険法及び関係法令に基づき、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対し、個人の能力に応じた、自立した生活が送れるように支援するとともに、ご家庭への復帰を目指し、様々な介護保健施設サービスを提供できるように、職員一同万全の体制をもって事業の運営にあたります。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1	1		利用者の診療・健康管理等に関すること
・看護職員	9	12	1	利用者の健康チェック、健康指導等
・薬剤師		2		医薬品のチェック、薬剤指導など
・介護職員	34	21	6	利用者の介護全般業務、介護指導等
・支援相談員	4			利用者及び家族の相談、情報提供等
・理学療法士	10	1		利用者の機能回復訓練、指導等
・作業療法士	4	3		利用者の作業回復訓練、指導等
・言語聴覚士	2	1		利用者の言語、嚥下障害の訓練、指導等
・管理栄養士	3			栄養の管理及び指導、献立表作成等
・介護支援専門員	1	2		介護認定者のケアプラン作成、調整
・事務職員	7	1		施設会計、公文書作成及び保管、施設管理
・その他		8		利用者送迎等

- (4) 入所定員等 ・定員 120名
・療養室： ・個室 6室 ・多床室 29室

(5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーションの立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂で召し上げて頂きます。）
朝食 8：00～ 8：30
昼食 12：00～12：30
夕食 18：00～18：30
- ⑤ 入浴（一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。但し利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 日常生活上の介護サービス
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 理美容サービス（原則月1回実施します）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 北総白井病院
 - ・ 白井市根 325-2-1 電話047-492-1001
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ タマキ歯科医院
 - ・ 白井市富士 1-59 電話047-446-9900

※緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「船橋ケアセンター利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会の際は、2階・3階のサービスステーションにお申し出下さい。

面会時間：月曜日～金曜日 10：00～19：00

土曜、日曜、祝日 10：00～17：00

※感染症対策のため対応時間等が変更となっておりますので

随時ホームページにてご確認ください

- ・外出、外泊の時は、事前に許可証をサービスステーションにお出し下さい。
- ・火気の取り扱いには、ご注意ください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・設備・備品の取扱いは、丁重にお願いいたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは事前にご相談ください。

※持ち込みされた所持品・備品等の紛失・破損等に関しましては、当施設において一切の責任は負えません。

※持ち込みされた所持品・備品等の使用に関しまして、スタッフの指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために以下の事項は禁止させていただきます。禁止事項が守られない場合は、利用解除・終了となる場合がございます。

- ・金銭、貴重品等の持ち込み
- ・危険物等の持ち込み
- ・飲酒及び飲食物の持ち込み
- ・宗教活動
- ・特定の政治活動
- ・営利行為
- ・喫煙（敷地内禁煙）
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、水バケツ等
- ・消災訓練 年2回（夜間想定訓練1回含む）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

（電話：047-449-7007 内線：116・117）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただく事もできます。

8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。

9. 介護保険給付以外に自己負担金としていただくものがあります。

詳細は、別紙にてご説明いたします。

10. 送迎について

- ・通常の送迎の実施区域は、船橋市、白井市、鎌ヶ谷市です。
- ・当施設の職員が、室内での介助は行わないことになっておりますのでご了承下さい。

11. 第三者評価実施・・・なし

〈別紙2〉

船橋ケアセンター短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

※詳細は、別紙『施設利用料のご案内』にてご確認ください。

(2) 各種加算 利用料金表もご参照ください

- ・ 重度療養管理加算 1日につき 120単位
要介護度4、5であり医学的管理を利用者に対し計画的に医学的管理を行い必要な処置等を行った場合
- ・ 総合医学管理加算 利用中10日を限度 275単位
治療管理を目的とした計画行うこととなっていない短期入所であって、診療方針を定め投薬、検査、処置などを行った場合
- ・ 口腔連携強化加算 月に1回を限度 50単位
事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合に利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合
- ・ 緊急時治療管理 月に3日を限度 518単位
病状が重篤になり救命救急医療が必要となった利用者に対し応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合

- ・生産性向上推進体制加算 1月につき (I) 100単位 (II) 10単位
見守り機器等のテクノロジーを導入・活用し、利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する取り組みを行った場合

(令和6年5月まで)

- ・介護職員処遇改善加算 I
提供総単位数に3.9%を乗じた単位数
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I
提供総単位数に2.1%を乗じた単位数
- ・ベースアップ等支援加算
提供総単位数に0.8%を乗じた単位数

(令和6年6月以降一本化)

- ・介護職員等処遇改善加算 I
提供総単位数に7.5%を乗じた単位数

(2) その他の料金

- ①食費 朝食：530円 昼食：700円 夕食：620円
- ②居住費 1日当たり 多床室：650円 個室：1,850円
- ③個室・特別室料 1日当たり 2,200円
テレビ、流し台、冷蔵庫等
- ④理美容代 2,500円～
- ⑤送迎費用 (通常の送迎区域以外) 1,000円 (片道)
- ⑥電気使用料 (税込み) 55円 / 1日

(3) 支払い方法

- ・毎月16日(現金)、22日(口座振替)に前月分の請求書を発行いたします。
窓口でお支払いいただいた際にはその場で領収書を発行いたします。
- ・お支払いは、原則銀行口座振替でお願いいたします。振替日は請求した翌月の8日となります。難しい場合は、現金、銀行振り込み等のご相談をいたします。その場合は請求した月の末日までにお支払いください。

船橋ケアセンター・通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション利用契約

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設・船橋ケアセンター（以下「当施設」という）は、特定高齢者、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及びその利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決めることを本契約の目的とします。但し、利用者及び身元引受人の判断能力に障害が見られる場合においては、本契約に際し当施設から第三者の立会いを求める場合があります。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、第3条又は第4条による解除がない限り初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本契約、別紙1及び別紙2の改定が行われた場合は新たな利用契約等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2. 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5. 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意志表明をする事により利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。尚、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）
2. 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 3. 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本契約に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ② 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合。
 - ④ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
 - ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の反社会的行為又は損害を与えた場合。
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用ができない場合。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、料金表（施設利用料のご案内）の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が、個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合は、上記利用料金を変更することがあります。
2. 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月16日（現金）、22日（口座振替）に送付し、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 3. 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保存します。
2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 4. 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 5. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれのある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(個人情報の保護及び情報提供に関して)

- 第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていますので利用時における説明において、ご了解頂き、同意を得たこととさせていただきます。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な治療及び在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
 - ② 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - ③ 不正に保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 損害賠償時における保険会社等への連絡等(情報提供)
 - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
 - ⑥ 面会者及び訪問者における情報の提供
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
尚、上記事項に関し、不都合が生じた場合は、その都度お申し出下さい。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。その際、万一協力医療機関において事故等が発生した場合は、当施設に対して異議申し立てを行わないことをご了承下さい。

2. 前項のほか、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対し、緊急に連絡します。
3. 当施設の方針として、急変時（特に夜間）の治療に関しては、搬送先の医療機関へご家族様が到着され、ご家族様の意志が確認できるまでは、延命の治療を依頼します。上記事項に関し、ご意見等のあるご家族様は、申し出てください。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び身元引受人又は利用者の家族は、当施設の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙、管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（不慮の事故等）

第13条 万一、不慮の事故により、利用者に不測の事態が生じたときは施設の指示に従い、施設の処置、その後の処理等に関し、当施設に対して一切の異議は申し立てないことをご了承していただきます。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンターのご案内及び重要事項説明書

(2024年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007 ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設・船橋ケアセンターの運営方針〕

介護老人保健施設・船橋ケアセンターは、介護保険法及び関係法令に基づき、要支援及び要介護状態と認定された利用者に対し、個人の能力に応じた自立した生活が送れるように支援するとともに、ご家庭への復帰を目指し、様々な介護保健施設サービスを提供できるように、職員一同万全の体制をもって事業の運営にあたります。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1(1)	1		利用者の診療・健康管理等に関すること
・看護職員	9	12(3)	1	利用者の健康チェック、健康指導等
・薬剤師		2		医薬品のチェック、薬剤指導など
・介護職員	34(8)	21(4)	6	利用者の介護全般業務、介護指導等
・支援相談員	4(1)			利用者及び家族の相談、情報提供等
・理学療法士	10(10)	1(1)		利用者の機能回復訓練、指導等
・作業療法士	4(4)	3(3)		利用者の作業回復訓練、指導等
・言語聴覚士	2(2)	1(1)		利用者の言語、嚥下傷害及び指導等
・管理栄養士	3(1)			栄養の管理及び指導、献立表作成等
・介護支援専門員	1	2		介護認定者のケアプラン作成、調整
・事務職員	7	1		施設会計、公文書作成及び保管、施設管理
・その他		8		利用者送迎等

() 内は通所リハビリ専任職員数

- (4) 入所定員等 ・定員 120名
・療養室： ・個室 6室 ・多床室 29室

- (5) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 実施日 毎週月曜日～土曜日（年末・年始休止日あり）
- ③ サービス提供時間 9：45～16：15
- ④ 昼食事提供時間 12：00～12：30
- ⑤ 送迎時間 迎え 8：45～9：45
送り 16：15～17：15
- ⑥ 入浴（一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 日常生活上の介護サービス
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・北総白井病院
 - ・白井市根325-2-1 電話047-492-1001
- ・協力歯科医療機関
 - ・タマキ歯科医院
 - ・白井市富士1-59 電話047-446-9900

※緊急時の連絡先

尚、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡致します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・火気の取り扱いにはご注意ください。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・設備・備品の取扱いは丁重にお願いいたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは事前にご相談ください。
※持ち込みされた所持品・備品等の紛失・破損等に関しましては、当施設において一切の責任は負えません。
※持ち込みされた所持品・備品等の使用に関しまして、スタッフの指示に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・施設外での受診に関しては、利用者負担にてお願いいたします。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために以下の事項は禁止させていただきます。禁止事項が守られない場合は、利用解除・終了となる場合がございます。

- ・金銭、貴重品等の持ち込み
- ・危険物等の持ち込み
- ・飲酒及び飲食物の持ち込み
- ・宗教活動
- ・特定の政治活動
- ・営利行為
- ・喫煙（敷地内禁煙）
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、水バケツ等
- ・防災訓練 年2回（夜間想定訓練1回含む）

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい（電話：047-449-7007 内線：116・117）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。

受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただく事もできます。

8. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

9. 介護保険給付以外に自己負担金としていただくものがあります。

詳細は、別紙にてご説明いたします。

10. 送迎について

- ・通常の送迎の実施区域は、船橋市、白井市、鎌ヶ谷市です。
- ・送迎は送迎車1台につき、必ず運転手と介助職員の2名体制で行います。
- ・当施設の職員が、ご自宅内での介助は行わないことになっておりますのでご了承下さい。

11. 第三者評価実施・・・なし

〈別紙2〉

船橋ケアセンター通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際利用者・身元引受人、利用者の後見人、利用者の家族等の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・施設利用料

・大規模型通所リハビリテーション費(Ⅲ)

1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満

4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満

・介護予防通所リハビリテーション

※介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

※詳細は、別紙『施設利用料のご案内』にてご確認ください。

(2) 各種加算 利用料金表もご参照ください

- ・通所リハ提供体制加算 (1) 12単位 (2) 16単位 (3) 20単位 (4) 24単位
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置数が利用者数25又はその端数を増すごとに1以上であること(利用時間により単位数が異なります)

- ・通所リハマネジメント加算 (イ) (ロ) (ハ) 240～793単位
医師による説明 270単位

定期的なりハビリテーション会議を開催し、計画書の見直しをおこなっていること

(ロ) (ハ) 厚生労働省にデータ提出していること

(ハ) 多職種共同でリハビリ・栄養・口腔のアセスメントを実施し情報を一体的に共有していること

- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算 1日につき 110単位
退所(院)又は要介護認定日から3月以内の期間内、週2回以上1回当40分以上の集中的な個別リハビリを行った場合

- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 (Ⅰ) 240単位/日 (Ⅱ) 1,920単位/月
 退所(院)又は通所利用開始日から3月の期間内、(Ⅰ)週2日又は(Ⅱ)月4回以上の認知症に係る個別リハビリを行った場合
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算
 1月につき (介護) 1,250単位 (予防) 562単位
 利用開始月から6月以内、生活行為の向上を目標にあらかじめ計画書を作成しリハビリを行った場合
- ・若年性認知症利用者受入加算
 (介護) 1日につき 60単位 (予防) 1月につき 240単位
 若年性認知症利用者ごとに担当者を定めサービスを提供した場合
- ・栄養アセスメント加算 1月につき 50単位
 管理栄養士を配置し多職種共同で利用者ごとに栄養アセスメントを実施していること
 その結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
 厚生労働省にデータ提出していること
- ・栄養改善加算 月に2回を限度 200単位
 低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対し状態改善等を目的として個別的に栄養相談等の管理を行った場合
- ・口腔栄養スクリーニング加算 6月に1回を限度 (Ⅰ) 20単位 (Ⅱ) 5単位
 利用開始時及び6月ごとに口腔、栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合
- ・口腔機能向上加算
 月に2回を限度 (Ⅰ) 150単位 (Ⅱ) イ 155単位 ロ 160単位
 歯科衛生士等を配置し多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成していること
 計画に従い口腔機能向上サービスを行い、定期的に見直ししていること
 (Ⅱ) イ、ロ 厚生労働省にデータ提出していること
 (Ⅱ) イ 通所リハビリマネジメント加算ハを算定していること
- ・重度療養管理加算 1日につき 100単位
 要介護3、4、5であり、医学的管理が必要な利用者に対しサービスを提供した場合
- ・中重度者ケア体制加算 1日につき 20単位
 利用者総数のうち要介護3、4、5である利用者の占める割合が30%以上であり、サービス提供時間帯を通じて看護職員を1名以上配置していること
- ・科学的介護推進体制加算 1月につき 40単位
 利用者ごとの心身の状況等基本的情報を厚生労働省にデータ提出し、サービス提供等に情報を活用していること

- ・送迎減算
事業所が送迎を行わない場合

片道につき - 47 単位

- ・退院時共同指導加算
入院中の者が退院するにあたり、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行ったあとに、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合
退院時1回を限度 600 単位
- ・介護職員等処遇改善加算 I
提供総単位数に 8.6% を乗じた単位数

(3) その他の料金

- ・食費 昼食 (1 食あたり) 800 円
- ・送迎費用 (通常の送迎区域以外) 200 円 (1 km につき)

(4) 支払い方法

- ・毎月 16 日 (現金)、22 日 (口座振替) に前月分の請求書を発送いたします。窓口でお支払いいただいた際にはその場で領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則銀行口座振り替えでお願いいたします。振替日は請求した翌月の 8 日となります。難しい場合は、現金、銀行振り込み等のご相談をいたします。その場合は請求した月の末日までにお支払いください。

船橋ケアセンター・訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション利用契約

第1条（契約の目的）

介護老人保健施設・船橋ケアセンター（以下「当施設」という）は、特定高齢者、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者及びその利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という）、支払責任者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決めることを本契約の目的とします。

但し、利用者及び身元引受人の判断能力に障害が見られる場合においては、本契約に際し当施設から第三者の立会いを求める場合があります。

第2条（適用期間）

本契約は、利用者が訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し記載事項に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

2. 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙の改定が行われない限り初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。

第3条（身元引受人）

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
2. 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 訪問リハビリ利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。
4. 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
5. 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条（居宅サービス計画）

当施設は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、リハビリテーション計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第5条（利用者からの解除）

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意志表明をする事により利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。尚、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス及び介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします。）

2. 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリ利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合はこの限りではありません。
3. 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払い頂きます。

第6条（当施設からの解除）

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本契約に基づく訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションの提供範囲を超えると判断された場合。
- ③ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ④ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の反社会的行為又は損害を与えた場合。
- ⑤ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用ができない場合。

第7条（利用料金及び支払い）

利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの対価として、料金表（施設利用料のご案内）の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が、個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2. 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月16日（現金）、22日（口座振替）に送付し、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対し当該合計額を支払うものとします。尚、支払いの方法は、口座振替を原則とし、振替日は請求した翌月の8日となります。口座振替が困難な場合、当施設窓口にて現金払い、又は銀行振込等のご相談に応じます。その場合、請求した月の月末までにお支払いください。

3. 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

第8条（記録）

当施設は、利用者の訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
4. 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
5. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

第9条（個人情報の保護及び情報提供に対して）

当施設とその職員は、利用者又はそのご家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いにつとめるものとする。

但し、次の各号についての情報提供については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていますので利用時における説明において、ご了解頂き同意を得たこととさせていただきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な治療及び在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- ② 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ③ 不正に保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 損害賠償時における保険会社等への連絡等（情報提供）
- ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ⑥ 面会者及び訪問者における情報の提供

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
尚、上記事項に関し不都合が生じた場合は、その都度お申し出下さい。

第10条（緊急時の対応）

当施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しその完結の日から5年間保存する。
3. 当施設は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
上記事項に関しご意見等のあるご家族様は、申し出てください。

第11条（要望又は苦情等の申し出）

利用者及び身元引受人は、当施設の提供する訪問リハビリテーションサービス等に対しての要望又は苦情等については、担当支援相談員に申し出ることができます。又、当施設受付に設置する「ご意見箱」に投函して管理者に直接申し出ることができます。

第12条（賠償責任）

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条（利用契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

〈別紙 1〉

介護老人保健施設・船橋ケアセンター

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

のご案内及び重要事項説明書

(2024年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：船橋ケアセンター
- ・開設年月日：平成5年11月1日
- ・所在地：船橋市高野台5丁目741-6
- ・電話：047-449-7007
- ・FAX：047-449-7011
- ・管理者名：山吹 啓介
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1252880037号）

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

介護老人保健施設船橋ケアセンターは、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が計画的な医学的管理を医師の指示に基づき、要介護または要支援状態にある利用者様の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の必要なリハビリテーションを行い、利用者様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

〔運営方針〕

- ① 利用者の居宅に於いて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- ③ 利用者の所在する市区町村、介護保険各事業所、保健医療、福祉サービス、医療機関等との連携に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		
理学療法士	10名	1名	利用者の機能回復訓練、指導等
作業療法士	4名	2名	利用者の作業回復訓練、指導等
言語聴覚士	2名		利用者の言語、嚥下障害及び指導等

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション計画の立案
- ② 実施日 毎週月曜日～土曜日
休業日 日曜日、祝祭日 12月31日から1月3日
- ③ 提供時間 午前8：45から午後5：15まで
- ④ バイタルサイン測定（血圧、脈拍等を測定します）
- ⑤ リハビリテーション（利用者様の心身の機能の維持回復に努めます）
- ⑥ 指導（利用者様またはそのご家族等の介護にあたる方に対して指導いたします）

3. 利用料金

別紙『施設利用料のご案内』をご参照ください。

4. 緊急連絡先

緊急の場合には、「船橋ケアセンター利用契約書」にご記入いただいた連絡先及び居宅介護支援事業所へ連絡致します。

5. 利用に当たっての留意事項

- ・サービス提供の為に利用者様の居宅において使用する水道、電気、ガス、等の費用は利用者様負担となります。
- ・訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。
- ・車両での訪問の為、駐車場の確保をお願いすることがあります。

6. サービス従事者

- ・サービス従事者とは、利用者様の訪問リハビリテーションを提供する当施設の職員であり主にリハビリスタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が該当します。
- ・利用者様の担当になる訪問リハビリテーションスタッフの選任（担当変更を含みます）は、本事業所が行い、利用者様が訪問リハビリスタッフを指名することはできません。当施設の都合により担当の訪問リハビリスタッフを変更する場合は、利用者様やそのご家族様に対し事前にご連絡するとともに、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ・利用者様が、担当の訪問リハビリスタッフの変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、当施設まで申し出てください。
※業務上不適当と判断される事由がなき場合、変更を致しかねることがあります。
- ・当施設は、利用者様からの希望による変更も含め訪問リハビリスタッフの変更により利用者様及びそのご家族様等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分配慮します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せ頂ければ、速やかに対応いたします。

介護老人保健施設 船橋ケアセンター

電話番号 047-449-7007

(内線116、117)

受付時間 8：45～17：15

その他の相談、苦情

船橋市役所 指導監査課

電話番号 047-404-2712

白井市役所 高齢者福祉課

電話番号 047-492-1111

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課

電話番号 047-445-1375

8. 個人情報の保護

当施設とその職員は、利用者又はそのご家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いにつとめるものとする。

但し、次の各号についての情報提供については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていますので入所時における説明において、ご了解頂き同意を得たこととさせていただきます。